

○東海大学個人情報保護に関する規程

(制定 2004年4月1日)

改訂 2005年4月1日 2015年4月1日  
2020年4月1日 2021年4月1日  
2023年4月1日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、個人情報保護の重要性に鑑み、東海大学（以下「本学」という。）が保有する個人情報の取扱いに関して必要な事項を定めることにより、本学における個人の権利利益及びプライバシーの侵害の防止を図り、もって基本的人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「個人情報」とは、現在及び過去における本学の学生及びその保証人並びに教職員及び校友、並びに本学への入学を志願する者その他これに準ずる者に関する情報であって、本学が執行する業務に関して職務上取得したもののうち、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。

2 この規程において「本人」とは、前項の個人情報によって識別され、又は識別され得る特定の個人をいう。

3 この規程において「記録文書」とは、個人情報を記録する目的で本学が作成し又は収集した文書、図面、写真、フィルム、磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクその他の媒体をいう。

4 この規程において「個人情報管理者」とは、この規程の定めるところに従い、記録文書について個人情報の管理に当たる者をいう。

(責務)

第3条 本学は、個人情報の取扱いに際して、本人の権利利益及びプライバシーの保護に努め、これをみだりに侵害することがないように必要な措置を講じなければならない。

2 本学の教職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(個人情報管理者)

第4条 研究科長、研究科委員長、学部長、附属研究機関及び附属施設の長並びに部長相当職位にある者は、その部署が所管する記録文書について個人情報管理者となる。

2 記録文書を所管すべき部署が明らかでないときは、学長が個人情報管理者を指名する。

3 個人情報管理者は、個人情報管理者補佐（以下「補佐」という。）を置くことができる。補佐は、個人情報管理者の指揮監督の下に、その職務を代行する。

第2章 個人情報の収集、利用及び提供

(収集の制限)

第5条 個人情報の収集は、本学の業務に必要な範囲内において利用目的（以下「収集目的」という。）を明確に定め、その達成に相当な限度において行わなければならない。

2 前項に関わらず、当該個人情報が思想、信条又は信仰に関わり、収集することが本人

の基本的人権を侵害する恐れがある場合には、これを収集してはならない。

- 3 個人情報とは、本人から、適正かつ公正な方法によって収集しなければならない。
- 4 前項に関わらず、次の各号に該当するときは、本人以外から収集することを妨げない。
  - (1) 法令に基づくとき。
  - (2) 本人の事前の同意があるとき。
  - (3) 当該情報が本人の同意の下に公開され、又は報道等により適正な方法及び態様で公にされているものであるとき。
  - (4) 本人又は第三者の生命、身体若しくは財産その他の権利を保護するために必要であり、かつ本人から当該情報を収集することができないか、又は本人から事前の同意を求めることが困難な状況にあるか、若しくは適切ではないとき。
  - (5) 本人が現時において本学に在籍する学生又はこれに準ずる身分にある者であって、本人の教育若しくは研究指導上、必要であり、かつ本人から当該情報を収集することができないか、又は本人から事前の同意を求めることが困難な状況にあるか、若しくは適切ではないとき。

(利用及び提供の制限)

第6条 個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲を超えて利用を行ってはならない。また、本学以外の者に対してこれを提供してはならない。

- 2 前項に関わらず、次の各号に該当するときは、収集目的以外の利用に供し、又は本学以外の者に対して提供することを妨げない。
  - (1) 法令に基づくとき。
  - (2) 本人の事前の同意があるとき。
  - (3) 本人又は第三者の生命、身体若しくは財産その他の権利を保護するために必要であり、かつ本人から事前の同意を求めることが困難な状況にあるか、若しくは適切ではないとき。
- 3 前項の他、本人が現時において本学に在籍する学生又はこれに準ずる身分にある者であって、本人の教育若しくは研究指導上、必要である場合には、個人情報管理者は、その個人情報を保証人、法定代理人、本人が他の機関等から本学に派遣された者である場合においてその機関等若しくはこれに準ずる者に対して提供する。
- 4 前第2項・第3項に定めるところにより、本学以外の者に対して個人情報を提供する場合には、第1条の目的に反することがないように、予めその者に対して個人情報の保護のために適正な取扱いを求め、その他必要な措置を講じなければならない。

### 第3章 個人情報の管理等

(個人情報の適正管理)

第7条 個人情報管理者は、個人情報の正確性を保持するよう努めなければならない。

- 2 個人情報管理者は、個人情報の漏洩、改ざん又は消失を防止するため、記録文書の安全管理に努め、かつそのために必要な措置を講じなければならない。

(自己情報の開示請求)

第9条 本人は、本学が記録文書において保有する自己に関する個人情報の開示を請求することができる。

- 2 前項の請求は、別に定める方法で書面をもって行う。

3 前項の書面には次の事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名, 身分, 所属及びその他請求者を特定する事項
- (2) 開示を求める個人情報を含む記録文書の名称等の記録文書を特定する事項及び開示を求める個人情報
- (3) 開示を求める理由
- (4) その他東海大学個人情報保護委員会が定める事項  
(開示の方法)

第10条 個人情報の開示は, 記録文書の写しを交付して行う。記録文書が磁気テープ, 磁気ディスク, 光ディスクその他の電子媒体による場合には, プリンター等によって出力した写しを交付する。

2 前項の方法による交付が困難なものについては, 別の適切な方法により行うものとする。

(開示又は不開示の決定)

第11条 第9条第1項に関わらず, 個人情報管理者は, 開示請求のあった個人情報が次の各号のいずれかに該当する場合には, 当該個人情報の全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 開示請求の対象となる個人情報を含む記録文書に, 請求者に対して開示することができない第三者の個人情報が含まれているとき。
- (2) 本人の選考, 評価, 判定等に関する個人情報で, それを開示することにより, 当該選考, 評価, 判定等に重大な支障を生ずる恐れがあるとき。その他, 本学の業務の適正な執行に重大な支障を生ずる恐れがあるとき。
- (3) 開示請求のあった個人情報が, 記録文書に含まれていないとき。

2 第9条第1項の請求を受けたときは, 遅滞なく, 開示するか否かの決定をしなければならない。不開示の決定をするときは, 請求者に対し文書をもって決定を通知し, その理由を示さなければならない。

(個人情報の訂正又は削除請求)

第12条 本人は, 本学が記録文書において保有する自己に関する個人情報に誤りがあるとき, 又は個人情報が記録文書に記録されることがこの規程その他の個人情報保護に関する定めに反するときは, その訂正又は削除を請求することができる。

2 前項の請求については, 第9条第2項及び第3項, 並びに前条第2項を準用する。

3 第1項の請求に応じる場合には, 訂正又は削除を行った記録文書の写しを交付しなければならない。この場合においては第10条を準用する。ただし, 削除が当該記録文書に含まれる本人に係る個人情報の全部に及び, 記録文書に記録が存在しなくなった場合はこの限りでない。

(個人情報の利用, 提供又は公開の停止請求)

第13条 本学が記録文書において保有する個人情報が不適正な目的に利用され, 又は第三者に提供される場合, 若しくは不適正に公開される場合, 本人は, その利用, 提供若しくは公開の停止を請求することができる。

2 前項の請求については, 前条第1項及び第2項を準用する。

(不服の申立)

第14条 第11条における不開示の決定に対しては、請求者は不服の申立をすることができる。正当な理由なく相当の期間内に決定が行われない場合も同様とする。

2 前項の申立は、個人情報保護申立審査会委員長に対して、書面をもって行う。

3 前項の書面には次の事項を記載しなければならない。

(1) 氏名、身分、所属及びその他申立人を特定する事項

(2) 不服申立に係る記録文書の名称等の記録文書を特定する事項及び開示を求める個人情報

(3) 開示を求める理由

(4) その他、個人情報保護申立審査会が定める事項

4 第2項の書面には、第11条第2項における不開示の決定理由通知書の写しを添付しなければならない。ただし、正当な理由なく相当の期間内に決定が行われないことをもって不服申立の理由とする場合には、この限りでない。

5 本条の規程は、第12条による訂正等の請求の場合及び第13条による利用等の停止請求の場合に準用する。

(決定通知)

第15条 不服申立について学長が決定を行ったときは、その結果を申立人に通知する。

#### 第5章 東海大学個人情報保護委員会

(設置)

第16条 学長の下に東海大学個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第17条 委員会は、次の各事項について審議し、学長に提言する。

(1) 個人情報保護に関わる施策に関する事項

(2) 個人情報管理者から個人情報の収集、利用、提供、開示及び訂正等について付議された事項

(3) その他本学における個人情報保護を推進するために委員会が必要と認めた事項  
(委員会の構成等)

第18条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

(1) 学長室、総務、教学担当の学長室部長及び東海大学情報システム検討委員会副委員長

(2) 第4条第1項に定める者を除く専任教職員から学長が指名する3名以上の者

(3) 必要に応じ、学外の有識者から、学長が指名する者

2 前項第2号及び第3号の委員の任期は、2年以内の期間をもって学長が定める。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第19条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長は、前条第1項第2号に定める委員のうちから学長が指名する。

3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が職務を行うことができない場合に、その職務を代行する。

(委員会の運営)

第20条 委員長は、委員会を招集し、議事を統括する。

2 委員会は、委員長を含む委員の3分の2以上の出席をもって開催する。

3 委員会の議事は、委員長を除く出席委員の過半数によって決し、可否同数のときは、委員長が決する。

4 委員会は、必要があると認めるときは委員以外の者を出席させ、その意見を求めることができる。

第21条 委員会の事務は、学長室が行う。

(設置)

第22条 学長の下に個人情報保護申立審査会（以下「申立審査会」という。）を置く。

(審議事項)

第23条 申立審査会は、第14条第1項及び第5項に定める不服の申立を審査し、学長に提言する。

(申立審査会の構成等)

第24条 申立審査会は、第18条第1項第2号に定める者のうちから学長が指名する3名以上の者をもって構成する。

2 申立審査会に委員長1名を置く。委員長は、委員の互選による。

3 申立審査会は、委員長が招集し、委員長を含む委員の過半数かつ3名以上の出席をもって開催する。

4 第20条第3項は、申立審査会に準用する。

5 申立審査会は、申立人、不服申立にかかる決定を行った個人情報管理者、その他本学の教職員を出席させ、意見を求めることができる。申立人が申し出るときは、意見を述べる機会を与えなければならない。

(申立審査会の事務)

第25条 申立審査会の事務は、学長室が行う。

付 則

この規程は、2004年4月1日から施行する。

付 則 (2023年4月1日)

この規程は、2023年4月1日から施行する。